

内閣府ウェブ報告システムによる手続き 受付のお知らせ

さいたま市市民協働推進課

1. NPO法人の手続きをオンライン上で行うことができます

令和5年3月、内閣府NPO法人ポータルサイトに「ウェブ報告システム」機能が追加されました。「ウェブ報告システム」では、所轄庁へ提出していた申請書・届出について、オンラインで提出することができます。

これに併せて、さいたま市では、令和5年12月1日（金）より「ウェブ報告システム」を導入し、オンラインでの手続きを受付けています（一部申請書類を除く）。

※従来どおり、書面（郵送・持参）での提出も可能です。

2. 対象となる手続き

- ・ 設立・定款変更
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 役員変更届の届出 など



オンラインでのお手続きには、事前にアカウント登録等の手続きが必要です。詳細は内閣府NPOホームページ（上図）をご確認ください。

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp>

3. オンラインによる住民票の提出方法



スキャンしたデータ（住民票のPDF等）を添付して提出してください。

4. 事業報告書は毎事業年度3か月以内にご提出ください

実施した事業の実績・財政状況・役員の就任状況等について、期限内に事業報告書等を作成して提出してください。

例 3月31日が事業年度末の法人は、6月30日が提出期限です。

5. 役員が再任となった場合も届け出が必要です

役員について、新任・再任・辞任・解任・死亡・住所変更・改姓等の変更があった場合は、所轄庁へ届け出てください。役員の任期は最長2年までですので、少なくとも2年に1度は必ず届出が必要です。

4及び5の書式例は、さいたま市ホームページに掲載しています。

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.jp>

暮らし・手続き>コミュニティ・市民活動

>NPO法人>NPO法人の申請・届出書類



NPO法人の申請・届出書類のページに移動します

6. お問い合わせ先



◆システム操作に関するお問い合わせ

サポートデスク

電話 0800-170-6451 (2025年4月より、番号が変更になりました)

月曜日から金曜日

9:30-11:59 13:00-18:00

◆制度に関するお問い合わせ

市民協働推進課までご連絡ください。

さいたま市市民協働推進課

〒330-0055

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階

電話 048-813-6404 FAX 048-887-0164